

国分寺市教育委員会議事録 - 第5号

会議の種類 第4回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和7年4月17日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市役所 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	豊 田 泰 之
ふるさと文化財課長兼市史編さん室長	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝 美
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 4人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番藤井委員、3番大木教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

- ・令和7年2月6日開催の令和7年第1回国分寺市教育委員会臨時会議事録第2-1号
- ・令和7年2月6日開催の令和7年第1回国分寺市教育委員会秘密会議事録第2-2号
- ・令和7年2月27日開催の令和7年第2回国分寺市教育委員会定例会議事録第3号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

小・中学校も新年度がスタートして10日ほどが経ちました。委員の皆さまには小学校、中学校の入学式に御参加いただき、誠にありがとうございました。

私が出席した第十小学校及び第一中学校の入学式も、儀式的行事に大変ふさわしく、新入生が緊張の中にも非常に明るい表情で前向きな様子がうかがえました。また、在校生も温かい雰囲気迎え入れてくれたと感じています。今のところ、どの学校も順調にスタートしています。今年度も子どもたちの大きな成長を期待していきたいと思います。

〔議事〕

1 議案第18号 専決処分について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和7年4月1日付け人事異動の発令により置かれた職の名称及び分掌事務を規定するため、専決処分をしたので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

教育総務課長 令和7年度の部内体制の変更により、教育委員会に新たに史跡整備担当課長のポストを設置するために、国分寺市教育委員会事務局処務規則の別表第2に当該担当課長のポストの職名及び分掌事務を追加する改正を行う必要があり、庁内の人事異動の内示があった後、3月末までの間に本規則の一部改正について専決処分を行いましたので、承認をいただきたいというものです。

なお、本議案のほか、本日の議案第22号までの計5本の専決処分の承認の議案については、いずれも緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがないため、教育長が行った専決処分について、承認いただきたいものです。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり承認(全員一致)

教育長 続いて議案第19号「専決処分について」、議案第20号「専決処分について」及び議案第21号「専決処分について」の3点は関連する内容となるため、一括議題とし、説明及び質疑の後、個別に採決する流れでよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

2 議案第 19 号 専決処分について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則(令和3年教委規則第6号)第7条第2項の規定により、令和7年4月1日より国分寺市立小・中学校における衛生推進者を選任する必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めため、必要がある。

3 議案第 20 号 専決処分について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則(令和3年教委規則第6号)第3条第2項の規定により、令和7年4月1日より国分寺市立第二小学校衛生管理者及び国分寺市立第四小学校衛生管理者を選任する必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めため、必要がある。

4 議案第 21 号 専決処分について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則(令和3年教委規則第6号)第17条第1項の規定により、令和7年4月1日より国分寺市立第二小学校衛生委員会委員及び国分寺市立第四小学校衛生委員会委員を任命及び委嘱する必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めため、必要がある。

学校指導課長 議案第19号から議案第21号までいずれも、国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則に係る内容で、4月1日より選任、任命及び委嘱の必要があり、専決処分を行ったものです。

議案第19号、令和7年度衛生推進者名簿を御覧ください。衛生推進者として大規模校の第二小学校、第四小学校以外の市立小・中学校の副校長を選任しています。

議案第20号、国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則第3条第2項の規定により、常時50人以上の教職員を使用する学校ごとに衛生管理者を置く必要があります。そこで、第二小学校及び第四小学校に衛生管理者を選任する必要があり、専決処分したものです。

令和7年度衛生管理者名簿を御覧ください。衛生管理者として第二小学校及び第四小学校に、それぞれ主任養護教諭を選任しています。

議案第21号、第二小学校及び第四小学校の衛生委員会委員を任命及び委嘱する必要があり、専決処分したものです。定員に基づき提出された令和7年度衛生委員会委員名簿です。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

(意見・質疑の要旨)

なし

教育長 第二小学校も教職員数が50人を超えて、今年度から衛生委員会が設置されました。それでは、個別に採決いたします。

議案第19号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続いて議案第20号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（採決）

原案どおり承認（全員一致）

教育長 続いて議案第21号、専決処分について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（採決）

原案どおり承認（全員一致）

5 議案第22号 専決処分について〈教育長提出〉

（議案の内容と説明）

国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則（平成25年教委規則第5号）第4条第1項の規定により、令和7年4月1日より委員の任命及び委嘱を行う必要があり、専決処分したので教育委員会の承認を求めるため、必要がある。

学校教育担当課長 第3回定例会では公民館館長等、市の職員や都立高校の管理職以外の委員候補者の議決をいただきましたが、このたび4月1日付けで人事異動があったことから、追加の任命及び委嘱の議案を提出します。墨つきの委員の候補者が追加されました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

（意見・質疑の要旨）

教育長 今回は、公民館長をはじめとした市の職員と、国分寺高校の校長先生及び副校長先生の任命及び委嘱となります。国分寺高校の校長先生、副校長先生は代わりましたが、快く引き受けていただいたと伺っています。

（採決）

原案どおり承認（全員一致）

6 議案第23号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算案について〈教育長提出〉

（議案の内容と説明）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見として市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現時点で、次回の第2回定例市議会に提案予定の教育委員会の補正予算案は、歳入が学校指導課から1件、歳出が教育総務課及び学校指導課から各1件ずつの計2件で、従前どおり歳入については教育総務課にて取りまとめて説明し、歳出については各担当課より説明します。冒頭説明終了後の質疑については、各担当課より返答いたします。

歳入の総括表を御覧ください。項番1、都支出金、教育費都補助金、教育指導費補助金103万1,000円の皆増については、笑顔と学びの体験活動プロジェクト補助事業の実施校が決定したことによる都の補助金で、歳出の総括表の学校指導課の項番1でお示しする教育研究指導に要する経費の各事業費に充当するもので、補助率は10分の10です。

続いて歳出の総括表を御覧ください。項番1、学校管理費、小学校の施設維持管理に要する経費です。年度当初の確定児童数を踏まえ、今後、市立第五小学校の普通教室に不足が見込まれるため、普通教室へ転換するための修繕経費1,967万5,000円を増額したいというものです。

学校指導課長 項番1、教育費について103万1,000円を増額補正をお願いします。歳入の項番1でお示した都の笑顔と学びの体験活動プロジェクトの事業実施校の決定に伴う報償費、需用費等の皆増によるものです。補助率は都からの10分の10となります。

教育総務課長 御審議のほど、よろしく願います。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理人 学校指導課にお伺いします。笑顔と学びの体験活動プロジェクトというのはどのようなものか、説明をお願いします。

学校指導課長 笑顔と学びの体験プロジェクトは、「学校における体験活動の充実を図り、児童・生徒の積極性や、協調性、コミュニケーション力、他者理解など、豊かな心の育成につながるよう、体験活動の機会を提供するプロジェクト」ということで東京都が実施し、取り組んでいます。今年度、申請したのは第五中学校です。子どもたちが企画・提案型で行う「五感で感じる笑顔の合唱コンクール」を企画しているということです。

大木教育長職務代理人 今の話ですと、この体験活動プロジェクトに参加できるのは、第五中学校の生徒だけということになるのでしょうか。

学校指導課長 このプロジェクトには、東京都が企画しているプログラム選択型と、子ども企画型という2つのプログラムがあります。今回、第五中学校が行うのは子ども企画型で、事前に企画を提出し、実施校として決定したものです。

残る14校の小・中学校はプログラム選択型の実施を予定しています。申込みが6月以降となり、おそらくその頃に再度周知が行われ、学校からのエントリーが始まる予定です。

大木教育長職務代理人 承知しました。第五中学校以外の第一中学校から第四中学校までの全中学生が、何らかの形でこの体験活動プロジェクトに参加できるというわけですね。

学校指導課長 小学校の10校もエントリーする予定です。

大木教育長職務代理人 そうしますと、子ども企画型に関しては第五中学校が採択されて、そのための補助金として、103万1,000円が都から出るということですね。全小学校と第一中学校から第四中学校までは、プログラム選択型ということで6月以降にエントリーして、都から提供されたプログラムを実施するという理解でよろしいでしょうか。

学校指導課長 はい。

大木教育長職務代理人 それならば安心しました。全ての市内の小・中学生がこのプログラムの目的となっていますように、様々な体験を通して、より生き生きと現実の世界を感じながら、豊かな人間性を養っていきけるような企画になればいいと思います。

教育長 子ども企画型は今年度に初めてスタートする事業で、昨年度末に急遽募集がかかり、多くの学校が応募したのですが、その中で第五中学校が選ばれたということです。子どもたちの企画が通って、すばらしい合唱祭を中心とした活動になればいいと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

7 議案第24号 国分寺市公民館運営サポート会議委員の任命及び委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市公民館運営サポート会議設置要綱(平成27年要綱第2号)第3条の規定により、委員を任命及び委嘱する必要がある。

公民館課長兼本多公民館長 第5期の委員の任期が4月30日で終了することに伴い、第6期の委員を任命及び委嘱する必要があるための議案となります。

各公民館5館の委員候補者名簿を御覧ください。任期は2年で令和7年5月1日から令和9年4月30日までです。

委員区分については、第1号委員は公民館の利用者、第2号委員は地域団体の代表者、第3号委員は学校教育の関係者、第4号委員は社会教育の関係者となっています。

本多公民館は新任の方が4人になる予定です。項番8の第2号委員については、第三小学校のPTAから選出いただくこととなっていますが、現時点でまだ推薦をいただけていないため、空欄となっています。

新任の方は、それぞれ恋ヶ窪公民館が5人、光公民館が4人、もとまち公民館が2人です。並木公民館は新任の方が4人で、空欄となっています。項番6の第2号委員については、青少年育成北地区委員会から、今月中に行われる会議において推薦者を決定すると連絡をいただいています。

1ページ及び5ページの空欄となっている第2号委員については、専決処分させていただき、5月の定例会で承認をいただきたいと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

なし

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

8 議案第25号 令和8年度使用教科用図書の採択要項の制定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

令和8年度使用教科用図書の採択要項について、決定する必要がある。

稲村指導主事 令和8年度使用教科用図書の採択要項、項番1、採択についての基本方針を御覧ください。小・中学校特別支援学級用教科用図書について採択を行います。なお、採択にかかわる調査研究及び事務は公正を期して行ってまいります。項番2から5に係る内容については、教科用図書選定資料作成委員会等について記しています。

続いて採択までの概要について説明します。令和8年度使用教科用採択事務についてを御覧ください。採択までは下から上に向かって進めます。特別支援学級用の一般図書については、各特別支援学級設置校において、一般図書の調査研究を教科ごとに進め、その調査結果を教科用図書選定資料作成委員会に報告します。教科用図書選定資料作成委員会では、これらの研究結果をもとに選定資料を作成し、7月24日に開催される教育委員会定例会にて委員長から報告・説明をし、採択していただきます。

資料の2ページ及び3ページは採択事務の日程について、4ページには採択要項、5ペ

ージには調査研究の進め方を記載していますので、御確認ください。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理者 この採択要項や手続等に関して、全く異議はありません。本市において、特別支援学級の児童・生徒数が増加していることは、お伺いしています。本市の特別支援学級に通学したいと、他市や他区から転入される御家庭があるとも伺っています。これも現場の先生方やサポートしてくださる皆様の温かく熱心な御指導のおかげと本当に心から感謝申し上げたいと思っています。これからも個々の子どもの特性に寄り添って、一人ひとりが各自の自分らしい能力を伸ばして、学校が安心な居場所として機能できるように、一層御尽力いただきたいと思います。

ただ、それだけに子どもへの個別の支援が増加するため、この教科用図書の採択も含め、先生方の負担もかなり増すことと思われま。教育委員会としても、児童・生徒への支援はもちろん、先生方への十分な支援もぜひ心がけていただければと願っています。

稲村指導主事 本当にニーズも多岐にわたり、人数も増えていて、先生方の負担、専門性の向上も課題となっているかと思ひます。

過去のそれぞれの学校が使用している教科用図書をどのような目的で採択したのかを、特別支援学級の教員が集まる連絡会の中での協議などで情報を共有しながら、先生方のフォローアップをしていければと考えています。

教育長 今年度は、小・中学校の特別支援学級の教科用図書の採択となりますので、一般図書が中心となります。本日は採択要項の制定についての議案となりました。

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

〔協議〕

なし

〔報告〕

1 寄附の受領について

(事務局からの説明)

教育総務課長 第四小学校に対して、和楽器の琴1面とその附属品一式を御寄附いただいています。学校からは、本寄附物品を音楽の授業の中で活用する旨、伺っています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 ぜひ有意義に使用していただけたらと思ひます。

2 国分寺市特別支援教育推進委員会の設置について

(事務局からの説明)

学校教育担当課長 資料No. 2の項番1、設置理由を御覧ください。本委員会の設置理由は、第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(令和4年2月策定)の成果と課題を踏

まえ、令和8年度以降の特別支援教育の支援体制、年次計画等について検討する必要があるためです。

主な検討内容としては項番2、検討内容にありますように、現計画の見直しに関すること、また特別支援教育対象児童及び生徒への支援に関することなどを含め、広く検討を図っていきます。

組織の委員については、項番3、組織を御覧ください。市民公募の方や市立小・中学校の保護者の代表者、また、学識経験者、医師、都立特別支援学校の教諭、市立小・中学校の校長、教員等、幅広い立場の方々から御意見をいただきながら検討を進めていきます。

今後の予定としては、10月までに全5回の検討委員会の開催を予定しています。資料にありますように、教育委員会には7月、11月に進捗状況を報告する予定となっています。また、12月にはパブリック・コメント等を行い、より多くの皆様の御意見をいただきながら進めていく予定となっています。そして、1月に策定に係る審議を予定しています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 項番4、今後の予定に、令和7年10月までに全5回の検討委員会を実施とあります。4月から10月までに全5回と、割と短期間に検討委員会が予定されているのかと思います。他方で、組織を見ると20人前後の委員が参加するようです。この方々に十分検討していただくために、どのように5回の検討委員会を予定されているか教えてください。

学校教育担当課長 まず5月30日に第1回の検討委員会を予定しています。その後、6月、8月、9月、そして最終回を10月27日に予定しています。確かに数多くの委員の方々がいらっしゃいますが、学校での第4次基本計画の成果と課題については学校から意見をいただいております。第1回ではそちらについてお示しして、その成果と課題をもとに委員の方々と話し合っていくような形をとりたいと考えています。事前に資料を配布して、委員の方々からも意見をいただけるような形で進めていきたいと考えています。

辻委員 実際に現場の小・中学校を訪問して児童・生徒の様子を見ていただくなどは予定されていますか。

教育長 以前も学校現場への訪問はあったと思うのですが。

学校教育担当課長 今回は、実際に学校を訪問する予定は組んでいません。ただ、各学校の教員、また、保護者の方に数多く委員として入っていただいているため、その方々から御意見をいただきたいと思います。

辻委員 確かに組織を見ると、実際の特別支援教育の様子をよく知る方がメンバーに入っているようで、それほど心配する必要はないとも思いますが、先ほど大木教育長職務代理者の発言にもあったとおり、児童・生徒数は増加していますし、様々なニーズに応じていく必要があると思いますので、ぜひ現場の様子を最大限に見ていただけたらと思います。

教育長 今回、学校訪問はないと伺いましたが、会議の中でそうした意見や、実際に訪問する必要がある場合は、視察の機会もぜひ設けていただけたらと思います。子どもたちの生の声も聞けるとと思いますので、そうしたものも大切にいただけたらと思います。

項番3 組織を拝見すると、公募の市民の方や保護者の方など多くの方が参加していただけだと思います。大変な御苦勞をおかけしますので、御支援をお願いしたいと思います。

3 令和6年度第2・3回いじめに関する調査の結果について

(事務局からの説明)

柴田指導主事 資料No. 3を御覧ください。令和6年度第2回、第3回のいじめに関する調査は、第2回は令和6年7月1日から令和6年11月30日まで、第3回は令和6年12月1日から令和7年3月31日までを期間としてそれぞれ実施しています。このたび、第2回と第3回の調査の実施と報告の期間が短いため、認知件数と内容について、両調査の結果を併せて報告いたします。

調査結果についてです。資料の上の表を御覧ください。学校が認知したいじめの件数は、小学校において第2回が561件、第3回が476件、中学校において第2回が29件、第3回が19件となっています。昨年度の同時期と比較し、小・中学校ともに増加しています。各校で積極的ないじめの認知が進み、軽微なものでも確実に認知していることのほか、児童・生徒の声を聞き取るための取組を推進していることも増加の要因と考えています。いじめの認知件数は、同一年度の回を追うごとに減少していく傾向があります。これは、教員がいじめの解決に向けて指導を行った上で、児童・生徒の様子を注意深く見守ったこと、学級における子どもたちの相互理解が進み、よりよい関わり方を見出せてきたことなどが、成果として捉えられると考えています。

しかしながら、件数の減少は軽微ないじめの見逃しにつながる懸念もあるため、今後もよりきめ細やかな観察と支援を行うとともに、教職員がいじめの定義を確実に理解し、積極的に認知するよう継続して指導をしてまいります。

続いて認知したいじめの内容についてです。おおむねの傾向は第1回から第3回までと変わらず、最も多いのが「暴言・悪口等」、次いで「嫌なこと・恥ずかしいこと等をされる、させられる」、そして「軽い暴力」となっています。ほかにも「PC・携帯によること」の内容として、小・中学校ともに数件報告が挙がっています。どれもオンラインゲームやSNSのメッセージに関するものです。インターネットやタブレット等を日常的に使用することを踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じた情報モラル教育が大切であると考えています。教える側の人間が常に情報をアップデートすることが重要と考えて、生活指導主任会などを通して情報共有を行うとともに、情報モラル教育に関しては情報教育推進委員会でも取り上げるなど、各学校がますますの充実を図っていただけるよう指導・工夫していきます。

また、重い暴力の報告については、小学校において第2回に2件、第3回に1件挙がっています。いずれも学校と家庭とで連絡をとり、関係児童への指導は終えています。子ども同士の関係を含め、行動等については継続した観察をしています。未然の防止や初期に正しく対応できるよう、指導・助言を継続していきます。

なお、令和6年度末時点で対応中となっている事案はありません。また、今回の調査について、重大事態や重大事態の疑いとなる事案も報告されていません。新年度も、児童・生徒の現状の把握や、家庭及び関係機関との連携などを通して、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、更にいじめ防止対策を推進してまいります。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理人 全体の件数は例年どおり第1回が最も多く、第2回、第3回となるにつれて減少していますが、例えば小学校の第3回で、「嫌なこと・恥ずかしいこと等をされる、させられる」は少し増えています。これについて何か傾向などはありましたか。

柴田指導主事 いじめの内容については、複数回答を可としています。また、挙げられて

いる認知に関しては、教育委員会として全て目を通して、その内容を確認しています。

その中で確認したところ、大きな変化や有意差はないと捉えています。また、この認知した件に関しては、学校でも適切に対応していただいています。ただ、委員御指摘の内容を含めて、各校へは周知し、今後も注視していきたいと思います。

大木教育長職務代理者 先ほどの説明で、相互理解や指導などによって減少しているとおっしゃっていましたので、発言した側は大したことだと思っても、受け止める側が嫌だとか恥ずかしいと思っていることに関して、一層学校でも指導いただければと思います。

また、暴力（重）ですが、差し支えない範囲で状況と、そもそもどのようなものを軽い、重いとしているのかという定義も含めて、説明をお願いします。

柴田指導主事 重暴力の定義ですが、国の調査の定義があり、それに基づいて学校で判断していただいています。この3件については、第2回のうち1件は5年生の事案です。授業の中でたたいたり蹴ったりすることを周りが止めてもやめなかったことがあり、重い暴力と学校が認知したという内容です。もう1件は3年生の事案です。頬をひっつかれたこと、押された際に便器に頭をぶつけて頭部への打撲を負ったということで認知しています。

第3回の1件は4年生の事案です。給食中にトラブルがあり、その後、トイレにおいて殴ったり蹴ったりすることがあり、あざになるほどではなかったものの、執拗な様子があったため、重い暴力として計上したと伺っています。

大木教育長職務代理者 国の基準で考えると、そのようなことが重いということになるのですね。お話を伺ったケースでは目に見える身体的な行動による暴力で重いと判断されたと思いますが、子どもたちの中には心の傷を負うことも想定されます。それは目に見えないため、暴力が重いと判断されないわけですが、目に見えるものだけでなく、心の面に関しても、今後とも学校現場でもしっかりと見守っていただければと思いますし、教育委員会としても十分なサポート、フォローができるように心がけていただければと思います。

柴田指導主事 御意見をしっかりと受け止め、学校にも周知していきたいと思います。

教育長 心の面というのはとても大切です。また、一人ひとりの受け止め方も異なるため、十分な対応を行っていただきたいと思います。

4 算数教室について

(事務局からの説明)

稲村指導主事 資料No. 4を御覧ください。算数教室は、元横浜国立大学教授、片桐重男先生や、算数・数学の研究を行っている先生方を講師として、長年続いている事業です。児童にとって興味ある問題を取り上げ、問題解決の過程を通して、算数・数学での大切な考え方を身につけることを目的としています。

対象は市内在住又は市内の学校に通う小学校6年生です。今年度は62人の申込みがあり、全員受講となります。5月31日にスタートし、年間10回、土曜日に実施する予定です。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

教育長 片桐重男先生も、いよいよ今年で100歳となりますね。現役で御指導いただいています。ぜひ健康に気をつけて御指導いただけるとありがたいと思います。また御指導いただく多くの先生にも御苦勞をおかけしますので、よろしくお伝えいただけたらと思います。子どもたちに、学校の授業だけでは学べない算数の楽しさを十分味あわせていただ

たらと思います。よろしく申し上げます。

5 科学教室について

(事務局からの説明)

柴田指導主事 資料No. 5を御覧ください。科学教室は本市の重要施策である科学センター事業の一つとして、ひかりプラザに科学センター事務局を置き、科学分野に造詣の深い市内外の小・中学校の教員や専門家を講師としてお招きして、実験観察教室を実施しています。一人ひとりが主体的に科学を学ぼうとする態度や、科学的な見方や考え方を身につけさせるための探求的な活動を重視して、感動体験が得られる講座を展開しています。

今年度は5年生が119人、6年生46人、計165人の申込みがありました。5年生は定員の100人を超えたため、事務局において厳正な抽選を行いました。4月19日には、いずみホールにおいて開校式を実施します。今後、5、6年生ともに11回の講座を予定しています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

辻委員 参加者数についてですが、大変たくさんの応募があったということでありがたいことだと思います。5年生については、定員を超過する応募があったということで大変喜ばしいことではありますが、抽選により外れてしまった19人の児童は、例えば来年度再び申込みがあった場合に優先的に受講生とするなどの措置は何か検討されていますか。

柴田指導主事 いただいた御意見を参考に、今後検討していきたいと思います。

教育長 6年生になったら改めて参加したいという方がいらっしゃるので、御配慮いただけたらと思います。6年生の定員というのはあるのですか。

柴田指導主事 6年生の定員も同様に100人となっています。

教育長 比較的余裕があるということですね。

辻委員 念のため伺いますが、募集の段階で、定員を超えた場合抽選になることは、知らされていたのでしょうか。

柴田指導主事 募集の段階で定員は100人であること。また、超えた場合には抽選を行うことは募集要項にも明記しています。

辻委員 それでは覚悟はしていたと思いますが、おそらく19人の方はとてもがっかりされていると思いますので、先ほど申し上げたようなことを検討いただければと思います。

教育長 先日、早稲田実業学校に訪問したときも、初等部の副校長先生から「多くの子が希望していました」という話をいただいており、もしかしたらその他の5年生の17人や6年生の7人の中にもいるのかと思いますが、市内の公立小学校だけではなく、私立や、ほかの学校の友達とも交流できる非常にいい機会だと思いますので、よろしく申し上げます。

6 ひかりプラザの指定管理者制度への移行について

(事務局からの説明)

社会教育課長 資料 No. 6 をご覧ください。令和7年1月の定例会でもひかりプラザに関してのアウトソーシングの方向性について報告しましたが、このたび、ひかりプラザの指定管理者制度への移行ということで資料を提示しています。

項番1、この制度への移行背景です。御存知のとおり、ひかりプラザは教育センター、男女平等推進センター、市民ひかりスポーツセンターが設置された複合施設です。ひかり

スポーツセンターについては、既に平成20年4月から指定管理者制度を導入しています。

本年1月、ひかりプラザに配置されていた教育委員会事務局が新庁舎に移ったため、今後の教育センターの施設維持管理についても、見直しの検討をする必要が生じているといった背景があります。また、同時に人権平和課が所管する男女平等推進センターについても、同様の課題があります。

項番2、現状と課題です。各運営施設で整理したものを説明します。

教育センターは、教育委員会事務局が新庁舎に移転しましたが、教育相談室・トライルーム及び市史編さん室がひかりプラザに引き続き設置されています。教育センターを含むひかりプラザの施設の維持管理業務については、新庁舎に移転後も社会教育課の会計年度任用職員をひかりプラザに配置し、ローテーションで施設管理をしている現状です。

こうした現状に対し、施設管理に関しては、管理者が現場で適宜対応できるといった体制を構築する必要があります。また、教育センターの中には新幹線資料館といった市のシンボルもあり、そうした部分の魅力を高めていかなければならないという考えがあります。

男女平等推進センターは、所管する人権平和課の職員がひかりプラザに残って勤務しています。専門的な知識を要するところもあり、今後の体制等を整理していかなければならないと、人権平和課でも課題として捉えています。

こうした現状、課題等を踏まえ、ひかりプラザを今後どうしていくかという方向性について、項番3、指定管理者制度への移行の考え方に大きく3点の考え方で整理しています。

市民へこれまでに行っている部屋の貸出業務と施設管理業務については、令和8年4月から指定管理者制度へ移行し、民間のノウハウも活用した形で施設を管理していきます。

その中で、現在、直営として運営している教育相談室、トライルーム、市史編さん室といった執務室も残っているため、引き続きその機能を残し、行政財産の使用許可として使用している国際協会、勤労者福祉サービスセンター、喫茶こだまも引き続き同様の形で運営し、施設管理自体を指定管理者という形に移行したいと考えて整理をしています。

男女平等推進センターに関する業務は、その特性上、非常に機密性の高い、センシティブな情報を扱います。どのようなアウトソーシングに向けた方向性とするかを人権平和課で現在整理しており、その方向性を早期に明確にした上で対応の整理をしていく状況です。

項番4、令和8年4月の指定管理者制度への移行に向けた大まかなスケジュールを示しています。本日の定例会で方向性を報告した上で、5月の市議会にも同様に報告する予定です。その後は指定管理者への移行手続の流れに沿い、6月に募集要項等を決定、7月、8月に募集要項の配布、公募の受付、そして9月、10月、11月と、指定管理者選定に向けた手続を踏まえて、11月に事業者との仮協定、そして12月に市議会に議案の審議をしていただく予定です。

(意見・質疑の要旨)

大木教育長職務代理人 もう一度説明をお願いしたいのですが、教育センターについてだけお伺いします。

現在も直営で運営している教育相談室、トライルーム、市史編さん室等が教育委員会の関連になると思います。指定管理者制度に移行しても、この3つの機能に関しては引き続き教育委員会で担当していくということであると、それ以外の点で、指定管理者制度に移行したときに、具体的にはどのようなことをお願いすることになりますか。

社会教育課長 基本的に想定していますのは、施設の全体的な管理です。その管理の中で

も、前年度から市で公共施設を一括で管理する包括委託契約を結んでいますので、そうした業務を除いた施設管理等を行い、部屋の貸出しの業務に関しては、指定管理という形で運営していきたいと考えています。

大木教育長職務代理者 そうしますと、基本的に教育委員会の関係としては、教育委員会が関わる様々な部屋の貸出業務を主に担当いただくという認識でよろしいでしょうか。

社会教育課長 基本的に今の機能をそのまま、同じような形になる認識で大丈夫です。

大木教育長職務代理者 承知しました。先ほど、男女平等推進センターは専門性やセンシティブな情報を扱うとありましたが、教育相談室やトライルームも当然同様の、非常に守秘義務を要する点が多々あるため、引き続き直営で運営していくと聞いて安心しました。部屋の貸出し等、専門的な知識がさほど必要なく、指定管理者へ移行しても問題ないもののみ移行することは理解しました。

教育長 移行が決定したわけではなく、本日は移行の方向で今後検討していきたいという報告をさせていただきました。

部屋の貸出しと施設管理と併せて、新幹線資料館の一層の活用も、指定管理者制度になった場合にはより一層促進されることも考えています。それも含めて今後検討させていただきたいと思いますが、併せて、市長部局との兼ね合いもありますので、十分連携しながら進めさせていただけたらと思います。

7 令和7年度の史跡武蔵国分寺跡整備事業について

(事務局からの説明)

史跡整備担当課長 令和4年度から史跡武蔵国分寺跡(僧寺地区)伽藍中枢部周辺地域の整備として、南門地区の整備工事を実施してまいりました。令和7年度は、南門地区の整備工事の最終年度として、中門の東・南東・南西の3範囲、約4,500平米において整備工事を行います。

2ページ、工事の概要として、右上の中門東範囲について、中枢部の区画施設として築地塀や溝跡が残り、その表示を行います。その下の南東範囲は、じゃり公園と言われているところについて、伽藍地の区画溝の復元、遺構解説板・四阿(あずまや)・街灯等の設置をする予定です。また、南側のエントランスについても敷石舗装等を行い、エントランス広場を設置します。全体的には、じゃり公園という、今の形と同様のダスト舗装といった形で設置をしていく予定です。最後に、南西範囲、ちょうど第四中学校校庭の東側について、整地と植栽を予定しています。工事の完了は、令和8年2月27日を予定しています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

藤井委員 先日、第四中学校の卒業式から帰る際、来賓でいらしたコミュニティ・スクール協議会委員の方々や地域の方々や議論なさっていて、耳を傾けたところ、これだけ綺麗になったのに、お手洗いが見当たらないという話でした。下水の問題もあり、建物を建てるだけではなく難しいのではないかと、既に存在しているお手洗いを使えばいいのではないかと、災害のときにここに人が集まってきたら困るのではないかと、災害時は第四中学校が使えるからいいのではないかと等、話し合いをされていました。

今後、整備の一環で、史跡地に新たにトイレが設置されたり、既存のトイレが整備されたりする予定はありますか。

史跡整備担当課長 特に今年度整備する地域や地区について、新たな整備の予定はありませんが、中枢部の講堂の北側に現在設置している公衆トイレを今年度改修する工事の予定を進めており、9月以降の秋頃から使えるように作業を進めています。

藤井委員 高齢の方々が花見に出かけるかは、お手洗いの有無にかかっているというような声が大きかったため、質問しました。

教育長 埋蔵文化財であり、深く掘るわけにもいかないため、史跡地にトイレをつくるのはなかなか厳しいと思いますので、今回新たにトイレをきれいにし、また、第四中学校のトイレも利用していただけるよう、分かりやすい表示等もしていただけたらありがたいと思います。ただ、史跡地に「トイレ」と多く掲示するわけにもいかないため、バランスも考えながらと思っています。参道もきれいに整備できたため、多くの方にお越しいただき、そうした今後も残るであろう課題を、また検討の材料にさせていただけたらと思います。

〔その他〕

学務課長 特別支援学級、固定知的障害学級の開設準備についてお話しします。令和8年度より新たに国分寺市立第六小学校に特別支援学級、固定知的障害学級の開設をするために、今年度より準備を始めました。正式な開設の決定等については、定例会等にお諮りする必要があるため、詳細については、次回以降の定例会で改めてお伝えします。

教育長 知的障害の特別支援学級の開設に向けて動き出したという話ですが、御質問等がございましたらお願いします。本件については検討委員会等も設置し、その報告書には第六小学校についても示されており、それに基づいて準備を進めたいというところです。詳細については、今後また教育委員会にて報告させていただきたいと思います。

藤井委員 皆さんにうれしかったお話を共有いたします。

孫と一緒に飼い始めたクワガタ、カブトムシが今年で4年目を迎え、土を換えようと、昨日ホームセンターに行ったところ、小学校4年生の男の子が、私が土を持ったところを見て、「おじちゃん、カブトムシかクワガタを飼っているの？」と聞いてきました。「飼っている」と答えると、「僕も飼っている」という話になり、虫仲間を見つけたのがうれしかったようで、20分ほど様々な話をしました。遺伝子汚染を防ぐため勝手に放してはいけないという話、死んだ虫を土に埋めて病気が広がることを防ぐため必ず燃えるごみに出す話や、こうしたときにはこれを使うといいという話を、大変詳しく教えてもらいました。

情報源はインターネットかと思いましたが、「どうやって勉強したの」と聞いたら、「図書室や図書館で虫に関する本を読みあさった、大好きなんだ」という話でした。その後、家族に日用品を買って帰ろうと思っても、一緒についてきて、ずっと虫の話をしてくれました。私の知人にも、虫博士からそのまま東京大学の生物博士になったという教授がおり、こうした主体的な学びというのは心強いなと思いました。それを支えているのが、図書室や図書館だというのがとてもうれしかったです。主体的に学ぶのは大変大事だと思いながらレジまで一緒に並び、「どうぞ」と先に言ったら、その子が買おうとしたアイテムが4月から値上げになったようで所持金が5円足りませんでした。「今日の授業料だよ」と5円出そうかと思いましたが、商品が値上がりしたことについて、親と交渉するのも多分主体的な学びになると思い、グッとこらえて、「残念だったね」と声を掛けました。

市内の小学校に通っているのを確認して、学校の図書室や地域の図書館がそのような働きをしていることが分かり、本当にうれしく、皆さんに報告いたしました。

